

# はぴらいふ

MAR.  
2015

秋田

NO.159



大曲工業高校野球部 センバツ出場決定!

## ★CONTENTS

- 平成27年度福利厚生事業計画 ..... 2
- 生活習慣病予防健診の申込みについて ..... 3
- 被扶養者用の特定健康診査の受診券について ..... 3
- 平成27年度第1回教育文化活動募集について ..... 3
- 退職を予定されている皆様へ ..... 4
- 一部負担金払戻金等の自己負担限度額が所得によって変わります ..... 5
- 出産費の額が変わりました ..... 5
- 結婚手当金が廃止されます ..... 5
- 退職や人事異動をする方へのご案内 ..... 5
- 互助会からのお知らせ ..... 6
- マジックキングダムクラブお知らせ ..... 7
- 保健師からのお知らせ ..... 7
- 教職員と家族のためのココロとカラダの相談案内 ..... 8
- 生活相談をご利用ください ..... 8

～ご家庭でもご覧ください～

平成27年度

# 福利厚生事業計画

4月

- 生活習慣病予防健診募集

【募集人数】

①宿泊ドック	1,675人
②一日ドック	2,150人
③脳ドック	200人
④婦人科検診	1,000人

- 第1回教育文化活動募集  
(4～6月公演分)
- 配偶者ドック募集 200人

5月

- 生活習慣病予防健診決定
- 第2回教育文化活動募集  
(7～9月公演分)
- 「田園にて  
-秋田の風景・子ども・女たち-」  
県立美術館  
(施設利用補助対象特別展)

7月

- はぴいらいふ秋田160号発行

8月

- 健康づくりチャレンジ講座  
(県内3地区・募集人数:各30名)
- 元気カパワーアップ講座  
(県内3地区・募集人数:各50名)
- ニューライフプラン講座
- 第3回教育文化活動募集  
(10～12月公演分)

10月

- 被用者年金一元化法施行
- 定年退職者事務説明会

11月

- はぴいらいふ秋田161号発行
- 「峯田敏郎 彫刻展」  
県立近代美術館  
(施設利用補助対象特別展)

12月

- 第4回教育文化活動募集  
(1～3月公演分)

1月

- 勸奨等退職者事務説明会
- 健康づくりチャレンジ講座  
(県内3地区・募集人数:各30名)
- 元気カパワーアップ講座  
(県内3地区・募集人数:各50名)

3月

- はぴいらいふ秋田162号発行
- 退職者懇談のつどい

## 【その他の事業】

通年で行っている事業です。  
詳しくはホームページをご覧ください。

- 共済組合施設宿泊利用補助
- 互助会指定宿泊施設利用補助
- 施設利用補助  
(スポーツ・文化)
- リフレッシュ休暇旅行補助
- マジックキングダム事業
- 職場の健康づくり支援事業

# 生活習慣病予防健診(人間ドック)の申し込みについて

【申し込み期間：平成27年4月1日から10日まで】

毎年、多数の申し込みありがとうございます。

申込要項は公立学校共済組合秋田支部ホームページにも掲載しますのでご確認の上お申し込みください。

申し込みコードの誤り、申請(入力)漏れなどがないようご協力をお願いします。

(通知は、3月下旬発送予定です)

## 27年度からの変更点

- ★東北中央病院に1泊2日コースを設けました。
- ★成人病医療センターは廃止となりました。
- ★病院によって、婦人科検診の内容が異なります。

## 募集人数

①宿泊ドック	1,675人
②一日ドック	2,150人
③脳ドック	200人
④婦人科検診	1,000人

## おしらせ

- 生活習慣病予防健診の補助額は平成25年度に改定となり自己負担があります。  
自己負担額については要項をご覧ください。
- 日付指定の病院(東北中央病院を除く)は、決定後でも医療機関において空いている日程があれば変更することが可能です。
- ご自身の都合で健診内容を変更(キャンセル)する場合は、早目に医療機関に連絡してください。

# 被扶養者用の特定健康診査の受診券について

「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されたことに伴い、年度内に40歳から75歳の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方々を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査及び特定保健指導実施しています。

被扶養者用の特定健康診査の受診券は、6月上旬頃に発送する予定です。

医療機関へは受診券がお手元に届いてから予約のお電話をして必ず受診してください。

配偶者ドックを受診したり、勤務先の健康診断を受診するなどして、受診券を使用しなかった場合は、未使用の受診券と健診結果のコピーを必ず送付してください。

# 平成27年度 第1回 教育文化活動事業について

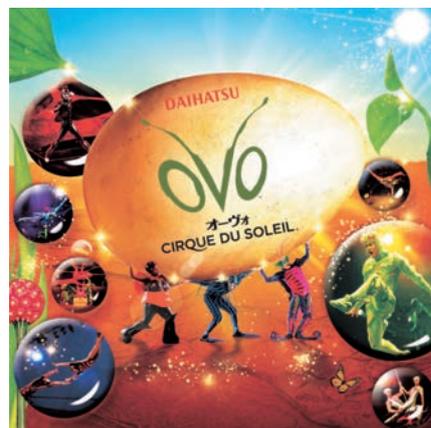
第1回目では、オーヴォ仙台公演のほか、立川談春、プロ野球公式戦などなかなか手に入らないようなチケット・座席を準備しております。ふるってお申し込みください。(通知は、3月下旬発送予定です)

夢のスーパーサーカスが5年ぶりに東北・仙台へやってくる!

**オーヴォ 仙台公演** 2015年4月23日(金)～6月7日(日)  
仙台ビッグトップ(あすと長町)

ゴールデンウィークにあわせて5月2日(土)、5月5日(祝・火)のチケットを準備しました。ご家族友人と観覧できるよう、大人券2枚セット～大人券5枚セットまで対応しています。割引価格になっているほか3000円が補助されます。

- ※演出機材により、舞台の一部が見づらい席がございます。
- ※都合により演目都合により演目の一部を変更する場合がございます。
- ※子供は3歳～小学生までになります。
- ※3歳未満のお子様でも座席が必要な場合は子供券をお求めください。



Photos : OSA Images, Benoit Fontaine Costumes : Liz Vandal  
© 2009 Cirque du Soleil © 2013 Fuji Television

担当：調整・企画班 018-860-5221

# 退職を予定されている皆様へ

退職後の公的年金制度への加入について -60歳未満の方は特にご注意ください！-

20歳以上60歳未満の方は、国民年金などの公的年金制度に加入する義務があります。60歳未満で退職される方や退職時に60歳未満の被扶養配偶者がいらっしゃる方は、下の表を参考に手続きを行ってください。

組合員	退職後の状況		加入する年金制度	手続き先
		無職・自営業	国民年金	住民票地の市町村役場
	再就職	社会保険又は共済組合：非適用	国民年金	住民票地の市町村役場
		社会保険又は共済組合：適用	厚生年金又は共済組合	再就職先
	配偶者の被扶養者	国民年金	配偶者の勤務先	

被扶養配偶者	組合員の退職後の状況		加入する年金制度	手続き先
		無職・自営業	国民年金	住民票地の市町村役場
	再就職	社会保険又は共済組合：非適用	国民年金	住民票地の市町村役場
社会保険又は共済組合：適用		厚生年金又は共済組合	再就職先	

## 再就職による年金の支給停止について

年金を受給している方（請求中の方も含まます）が、再就職して次の公的年金に加入されると、年金の支給が停止されることがあります。

### 再任用職員として共済組合に加入した場合

フルタイムの再任用職員として再就職した場合、引き続き共済組合に加入することになりますので、年金は原則として全額支給停止となります。

### 厚生年金保険等に加入した場合

再就職し、厚生年金保険や私立学校教職員共済に加入した場合、給料と年金を合計した収入月額によっては、年金の一部又は全部が支給停止（※）となることがあります。

厚生年金保険等に加入したときは、「就職届書」を公立学校共済組合本部まで提出してください。

※支給停止となる年金額の算出式

$$\text{支給停止額} = (\text{給料等月額} + \text{年金月額} - 46\text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

\*給料等月額：再就職先の給料月額と直近一年間の期末勤勉手当(退職前含む)の額の12分の1の合計額  
\*年金月額：共済年金の額(職域年金相当部分の額及び加給年金額を除く)の12分の1の額

### ◆被用者年金一元化後の年金の支給停止◆

現行の年金の支給停止の計算方法は加入する制度によって異なりますが、平成27年10月の被用者年金一元化後は、厚生年金保険のルールに統一され、年齢によって区分されます。

【現行】

共済組合	給料+年金が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
厚生年金保険等	給料+年金が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止

【一元化後】

65歳未満	給料+年金が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
65歳以上	給料+年金が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止

\*平成27年9月以前から厚生年金保険等に加入している65歳未満の退職共済年金受給者の方は、支給停止額が増える場合があることから、配慮措置が設けられる予定です。

## 年金と雇用保険の失業給付との調整について

退職後に再就職して雇用保険に加入されたのち、離職して失業給付(基本手当)を受けると、65歳未満の方の場合、特別支給の退職共済年金の支給が停止されます。

失業給付の受給は、失業給付額と年金受給額とを比較した上で決めるようにしてください。

(失業給付が決定されると、その取り消しができませんので注意してください。)

なお、失業給付が決定した場合は、公立学校共済組合本部に届出が必要です。

担当：給付班 018-860-5232

## 一部負担金払戻金等の自己負担限度額が所得によって変わります

組合員や被扶養者が医療機関の窓口で支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を後日一部負担金払戻金や家族療養費附加金として共済組合から給付していますが、平成27年4月以降の診療から、上位所得者(給料月額42万4千円以上)の一部負担金払戻金等の自己負担限度額が、次のとおり引き上げられます。

	一般所得者(給料月額42万4千円未満)	上位所得者(給料月額42万4千円以上)
平成27年3月以前の診療	2万5千円	
平成27年4月以降の診療	2万5千円	5万円

〈例〉上位所得者(給料月額42万4千円以上)がA医院に通院し、一か月の総医療費が20万円の場合

★平成27年3月診療まで

共済組合負担額(7割) 14万円	医療機関窓口負担額(3割) 6万円	一部負担金払戻金等 3万5千円	最終自己負担額 2万5千円
---------------------	-------------------	--------------------	------------------

★平成27年4月診療から

14万円	1万円	5万円	
------	-----	-----	--

※一般所得者(給料月額42万4千円未満)の最終自己負担額は、これまでどおり2万5千円です。

※なお、互助会加入者は、最終自己負担額から4千円を控除した額が、互助会から医療補助金(家族医療補助金)として給付されます。

## 出産費(家族出産費)の額が変わりました

平成27年1月以降の出産から、産科医療補償制度の掛金の改正に伴い、出産費及び家族出産費の額が変更されました。

産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合の給付額は42万円に変更ありませんが、その他の出産の場合の給付額は40万4千円となります。

	出産費(家族出産費)	産科医療補償制度掛金	合計
平成26年12月以前の出産	39万円	3万円	42万円
平成27年1月以降の出産	40万4千円	1万6千円	42万円

※出産費(家族出産費)附加金の額は、これまでどおり5万円です。

## 結婚手当金が廃止されます

結婚手当金の給付額は現在4万円ですが、平成27年3月末で廃止となります。給付金の時効は2年ですが、平成27年3月までに結婚された組合員の方は、速やかに共済組合に請求されるようお願いいたします。

## 退職や人事異動をする方へのご案内

- 退職される方や人事異動等により当共済組合から転出される方は、現在お持ちの組合員証及び被扶養者証(高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を含む)が使用できなくなります。退職日・異動日までに、組合員証等を所属の事務担当者に返納してください。
- 退職後に再任用職員となる方は、組合員証番号が変わります。再任用先の所属で組合員証等を返納してください。新しい組合員証等を交付します。
- 退職後に「任意継続組合員」になることを申し込まれた方には、掛金の納入確認後、任意継続組合員証等を交付します。被扶養者については、引き続き任意継続組合員の被扶養者証を交付します。
- 退職後・異動後に医療機関を受診する場合は、新しい組合員証等(保険証)を必ず窓口で提示して受診してください(新しい組合員証等が発行される前に受診する場合は、組合員証等が変わった旨を必ず窓口で申し出てください)。組合員証等の返却が遅れたり、新しい組合員証等を提示しない場合、医療費の返還が生じることがありますのでご注意ください。



担当：給付班 018-860-5232

# 互助会からのお知らせ

## 掛金率を引き下げます

平成27年4月より、毎月の給料から控除されている「互助会福利掛金」について、掛金率を引き下げます。

**現行** 給料の月額（調整額含む）× 13 / 1000 + 1,000円

**改正後** 給料の月額（調整額含む）× **12 / 1000** + 1,000円

※ただし、再任用職員の場合は、「給料の月額（調整額含む）× 8 / 1000」となります。

## 互助会宿泊利用補助券の利用について

平成27年4月より、宿泊利用補助額を引き上げますので、ご活用ください。

**現行** 1泊 2,000円 → **改正後** 1泊 **3,000円**

- 利用回数 同一年度内、3泊まで泊られます
- 利用できる範囲 本人、配偶者および被扶養者

注1) 会員本人、会員の配偶者、被扶養者それぞれ年度3回利用できます。

注2) 配偶者が会員の場合は、本人分の利用となります。

注3) 3泊を超えて利用するケースが増えています。宿泊限度を超えると、利用者本人が返金の手続きをする等、宿泊施設ともに負担が発生しますので、利用回数を超えないよう事務担当者に確認の上ご利用ください。

## 互助会指定宿泊施設について

宿泊施設に関するアンケートにご協力いただき、ありがとうございました。アンケート結果を参考に、指定宿泊施設の追加を検討し、交渉しています。今後も皆様のニーズにお応えしたいと考えています。

## 結婚祝金について

会員が結婚したときに給付される結婚祝金は、次のとおり金額を増額します。

平成27年3月31日以前に結婚したとき	50,000円
平成27年4月1日以降に結婚したとき	<b>90,000円</b>

※公立学校共済組合より給付される結婚手当金の廃止により、平成27年4月1日以降に結婚される方は、請求書様式が変更になります。変更後の様式は後日互助会ホームページへ掲載しますのでご確認ください。

## 教員免許状更新講習補助金について

会員が教育職員免許法に基づく免許状更新講習の課程を修了し、更新講習修了確認を受けたときは、更新講習受講料の一部（10,000円）を補助します。該当者は早めの申請をお願いします。

提出書類

- ①教員免許状更新講習受講補助金申請書
- ②更新講習修了確認証明書（秋田県教育委員会発行）の写し

※講座開設者により発行される講座修了証明書等の写しでは受付できません。更新講習受講者が秋田県教育委員会へ申請し発行される「更新講習修了確認証明書」の写しを提出してください。

## 平成27年度 互助会公益目的事業に係る図書寄贈学校について

平成27年度公益目的事業に係る図書の寄贈については、次の地区を予定しています。

〈小学校〉 秋田市、湯沢市、東成瀬村    〈中学校〉 鹿角市、大館市、湯沢市、東成瀬村

※なお、今後追加する場合は改めてお知らせする予定です。

担当：互助会管理・業務班 018-860-5224

# マジックキングダムクラブメンバー特典 変更のお知らせ



平成27年4月1日より、チケット料金が次のとおり変更になります。(単位:円)

券種	現行料金			改定料金		
	大人	中人	小人	大人	中人	小人
メンバー	6,000	5,000	4,000	6,500	5,600	4,200
一般	6,400	5,500	4,200	6,900	6,000	4,500

(例) 3月31日に4月1日指定の前売券を購入 → 現行料金

担当：互助会管理・業務班

※ただし、4月1日以降に日付や券種変更する時は手数料や改訂料金との差額が必要です。

018-860-5224

## 保健師からのお知らせ No.9

### あなたの健診結果はいかがでしたか？

～要医療・要精密検査の方は早めに受診しましょう～

- 定期健康診断は、常時勤務するすべての職員を対象に1年に1回行うよう法律で義務づけられております。(人間ドックや個人受診の結果を提出し定期健診の代替とすることはできません。脳ドックは含まれません)
- 健診は職員の健康状態を把握し、異常の早期発見・早期治療などの早期対応で、重症化を防ぐために行われます。
- 生活習慣病(糖尿病・高血圧症・脂質異常症など)の多くは、進行するまで、自覚症状がないため、早期発見には健診を受けることが最も確実な方法です。

#### 健診結果『要医療・要精検』に該当した方は、かかりつけ医等に相談・受診等の保健行動をとっていますか？

これは、平成26年度 教育庁並びに教育機関職員の定期健診後の保健行動についてまとめたものです。

(2月10日現在)

##### ① 健診終了から初回受診までの期間

2か月未満(40.3%)、3か月未満(26.9%)と、回答者の多くは早期に受診していることが分かりました。

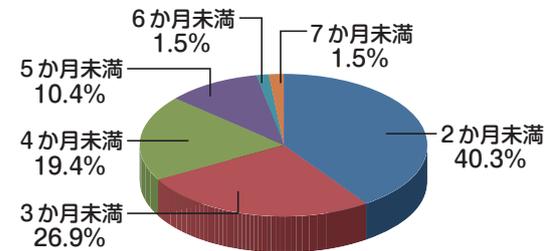
##### ② 初回受診医療機関について

診療所受診が最も多く(61%)、次に病院受診の順でした(39%)。

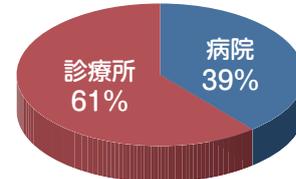
※さて、他の皆様はいかがでしょう？

- ・ 健診は受けたら終わりではありません。
- ・ 健診は健康で安心して、業務に専念できるように働く職員を守るために行われます。

##### ① 健診終了から初回受診までの期間



##### ② 初回受診医療機関



アンケートにご協力頂きました職員の皆様に感謝申し上げます。

#### 健康を守るためには3つの段階があります。

- 一次予防 (病気になるようにする) …… 身体活動の増加・食生活の改善・適量飲酒・禁煙・休養等
- 二次予防 (早期発見・早期対応で改善) …… 健診で異常を芽の段階で摘み取る
- 三次予防 (病気を治療し、重症化させない) …… 生活習慣改善と治療の継続で改善・悪化の防止

重症化・合併症とは……

- 虚血性心疾患 (心筋梗塞・狭心症) ● 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等) ● 糖尿病の合併症 (失明・人工透析等) など

※どの段階でも、不健康な生活習慣を改善することで、進行を抑えることができます。

※不健康な生活習慣とは ● 不適切な食生活 (食べ過ぎ・食塩・脂肪の過剰摂取) ● 身体活動不足 ● ストレス過剰 ● 飲酒 ● 喫煙等

# こころが疲れたらご利用ください 職員ストレス相談

仕事や人間関係、家庭の悩み、身体の不調、不眠など・・・



**フリーダイヤル 0120-1556-18**  
**窓口開設時間 月・火・金曜日 9:30~12:30**

☆窓口担当者が対応します。臨床心理士や精神科医師との面談を希望する場合はその旨をお伝えください。  
☆プライバシーは堅く保護されます。(相談者・窓口担当者・相談員の3者だけの関わりです。)  
☆相談は無料です。(ただし治療行為が必要となった場合は、医療保険の適用となります。)

**【相談場所】秋田大学教育文化学部内の相談室 さとう心療内科(大館市) 湊クリニック(横手市)**  
**稲庭クリニック(秋田市) 長信田の森心療クリニック(三種町)**

その他の相談窓口は・・・

### ●面談によるメンタルヘルス相談

教職員のためのメンタルヘルス相談事業です。臨床心理士や心理学専門の先生が相談者に合ったカウンセリングを行います。

**フリーダイヤル 0120-783-269**

**【受付時間】** 平日9:30～21:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)  
土曜9:00～16:00  
**【相談時間】** 1回50分程度(5回まで無料)  
**【面談場所】** 秋田市・由利本荘市・横手市

### ●心の健康相談

「心の悩み」を解決するため、公立学校共済組合東北中央病院(山形市)で、健康相談を実施します。

**フリーダイヤル 0120-81-4898 (完全予約制です)**

**【相談日時】** 第1・3木曜日 第1・2・4土曜日(13:00～17:00)  
**【相談員】** 精神科医師・臨床心理士  
**【相談料】** 無料 \*相談のため来院された場合は、交通費相当額が支給されます。

### ●教職員健康相談

全国の教職員のために、心とからだのさまざまな相談に公立学校共済組合の専門医と保健師が相談に応じます。被扶養者の方も相談できます。

**フリーダイヤル 0120-24-8349**

**【受付時間】** 24時間 年中無休  
\*相談者のプライバシーには、十分考慮しております。  
**【相談員】** 精神科医師・臨床心理士

担当：調整・企画班 018-860-5221

法律のことで、何か困ったことがあったら・・・

## 生活相談をご利用ください!

相談者

秋田弁護士会 法律相談センター  
弁護士

### 【利用方法】

#### ●相談申込

相談利用者は、秋田弁護士会法律相談センター(TEL:018-896-5599:法律相談の予約受付専用)に電話し、生活相談事業を利用する旨申込をして面談日等の日時を打ち合わせする。

#### ●相談当日

下記の**生活相談利用券**を切り取って持参し、弁護士に提出する。  
本人確認のため**組合員証(または組合員被扶養者証)**を弁護士に提示して相談する。

☆相談費用は共済組合が負担します(事件の依頼は自己負担となります)  
☆相談者の秘密は守られます(相談者の情報は、本人と弁護士のみ扱います)



生活相談  
利用券

自 平成27年 4月 1日  
至 平成28年 3月 31日  
公立学校共済組合秋田支部  
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

生活相談  
利用券

自 平成27年 4月 1日  
至 平成28年 3月 31日  
公立学校共済組合秋田支部  
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

※生活相談利用時に組合員証を掲示

次回の利用券発行は7月の  
はびいらいふ160号になります。

担当：調整・企画班

018-860-5221